

# 目次

はじめに

## 第1章 反社会的勢力の現状

- 1 反社会的勢力とは何か…………… 2
  - 1 社会からみた反社会的勢力とは 2
  - 2 「ブラック反社」と「グレー反社」 5
- 2 警察のデータからみる暴力団の現状…………… 7
  - 1 暴力団構成員等の推移について～平成23年以降激減している事実～ 7
  - 2 暴力団犯罪の検挙状況 11
- 3 司法の包囲網…………… 14
  - 1 「蛇の目ミシン株主代表訴訟事件」の事実関係の概要 14
  - 2 裁判所の判断 15
  - 3 近時の裁判例にみられる金融機関の社会的責任について 17
- 4 行政の包囲網…………… 20
  - 1 きっかけとなる政府指針 20
  - 2 政府指針によって変容した反社会的勢力を取り巻く社会環境 22
- 5 立法の包囲網…………… 25
  - 1 暴力団排除条例 25
  - 2 改正暴力団対策法と改正犯罪収益移転防止法 26

## 第2章 金融機関の対応

～担当者から寄せられる質問を中心に～

- 1 職員の安全確保…………… 28
  - 1 質問の傾向の変化 28

2	職員の身の安全の確保	28
3	ブラック反社が相手の場合	31
4	グレー反社が相手の場合	33
5	組織としての対応・意識	34
6	外部専門機関との連携～警察～	34
7	外部専門機関との連携～弁護士～	38
8	職員の身の安全に関するまとめ	44
<b>2</b>	<b>口座取引・融資取引からの反社会的勢力排除における22の類型</b>	<b>46</b>
1	22の類型の概要	46
2	22の類型の詳解	49
3	メガバンク行政処分事件を通じての私自身の反省	58
<b>3</b>	<b>口座取引解消の実際</b>	<b>61</b>
1	強制解約か合意解約か	61
2	生活口座の取扱い	72
3	家族名義の口座について	73
4	解約の順番～動きのある口座からか、大物口座からか～	75
<b>4</b>	<b>融資取引解消の実際</b>	<b>77</b>
1	債権回収の極大化が反社会的勢力との早期関係遮断か	77
2	約定弁済継続の可否	80
3	融資先はホワイト、その先がブラックというケース	85

## 第3章 実務に役立つロールプレイングシナリオ

1	解約通知に対する電話でのリアクション（良い例）	88
2	解約通知に対する電話でのリアクション（悪い例）	98
3	反社と対面して交渉する場合（良い例）	106
4	反社と対面して交渉する場合（悪い例）	120

5 暴力団を脱退してから5年を経過した通知対象者への 対応	135
----------------------------------	-----

## 第4章 社会は確実に変わる

1 今後の課題	140
2 あんたはヤクザをどう思ってた？	143
3 私はヤクザよりキレイやすい一般人の方が怖い	146
4 社会は確実に変わる	149

### —資料—

- ・資料1 代理人に関する確認シート（例） 152
- ・資料2 第1弾の合意解約招致レター 153
- ・資料3 第2弾の合意解約招致レター（黙示の承諾） 156

### 本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページトップ： [メニュー](#) 内の [追補・正誤表](#)）

# 1

## 反社会的勢力とは何か

### 1 社会からみた反社会的勢力とは

反社会的勢力排除については、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます）がリリースされ、翌20年3月に金融庁監督指針に政府指針の反社会的勢力との関係遮断についての態勢整備が盛り込まれました。その後、金融庁検査において反社会的勢力に関する事項がしばしば重点検査項目とされるようになったことは周知のとおりです。

「反社会的勢力との関係遮断」というとき、「関係遮断」は比較的理解しやすいところだと思います。新規契約であれば謝絶、既存契約であれば解消（将来的な解約と遡及効のある解除を総称するものとして「解消」という語を使います）ということになります。もっとも、「関係遮断」それ自体の内容は前記のとおり比較的理解しやすいとしても、「生活口座」はどうすべきかといった、「関係遮断すべき対象取引の範囲」に関する問題も出てくるので、やはりそう単純な話ではなさそうです。

わかったようで、よくわからないのが「反社会的勢力」という概念です。

平成26年6月19日全国銀行協会平野会長記者会見要旨によると、反社会的勢力排除の課題として、「反社会的勢力の明確な定義が金融機関のなかにあるわけではないということである」と言及されています。「反社会的勢力」という概念は、反社会的勢力を構成する個々の問題ある属性を有する輩の総称です。

私はある信用金庫の研修で、「反社会的勢力の構成要素としてどういった方々が思い浮かびますか」と受講者に尋ねてみました。1人目の回答者は「暴力団です」と答えました。正解です。続いて2人目の人に「暴力団以外に反社会的勢力という概念の中にはどういう人が入ると思いますか」と尋ねると答え

に詰まるのです。

さらに、私は、「みなさんの金庫の規定を読むと、反社会的勢力の構成要素として『社会運動標ぼうゴロ』というものもありますが、『社会運動標ぼうゴロ』って聞いたことのある人はいらっしゃいますか」と問いました。半分くらいの方の手が挙がります。「では、今、手を挙げた人の中で『社会運動標ぼうゴロ』の説明ができる人はいらっしゃいますか」と問うと、見事にゼロです。

実は、ほとんどの人にとって「反社会的勢力」という概念の中核となるのは、暴力団ないし暴力団員なのです。しかし、実際には、暴力団以外にも、「暴力団を辞めて5年経過しない人」、「準構成員」、「総会屋」、「社会運動標ぼうゴロ」、「共生者」、「密接交際者」等々、いろいろなものが「反社会的勢力」という概念に詰め込まれているので、様々な疑問が生まれてきます。例えば「暴力団員の妻」はどこに位置づけられるのか、とか「準暴力団（半グレ）」は反社会的勢力に該当するのか、暴力団員とともに逮捕された会社員はどう扱うべきなのか、といった疑問です。ちなみに、準暴力団に関する警察庁通達（「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」(警察庁平成25年3月7日)）には「反社会的勢力」という言葉は出てきません。なお、平成26年3月にリリースされた警察庁「平成25年の暴力団情勢」の中のトピックスとして「準暴力団」が採り上げられるに至りました。

メガバンク行政処分事件は、このような「反社会的勢力」という概念が定まっていないことに端を発する、ある種不幸な事件であったと私は考えています。

金融庁の行政処分は「提携ローンにおいて、多数の反社会的勢力との取引が存在することを把握してから2年以上も反社会的勢力との取引の防止・解消のための抜本的な対応を行っていなかったこと」という記述であったのに、行政処分発令後の翌朝の新聞紙上に踊った活字は「暴力団向け融資2億円」「230件」「2年放置」というものです。

金融庁の行政処分には「反社会的勢力」という言葉はありますが、「暴力団」という言葉は出てきません。マスコミは、「反社会的勢力」＝「暴力団」と受け止めたのでしょう。ところが、230件のうち暴力団向け融資は警察への属性照会が可能とされた取引のうち数件だけであったということが後に判明しまし

た。メガバンクの反社会的勢力データベースには暴力団員以外の者も数多く登録されていたとのことです。反社会的勢力は、先に述べたとおり暴力団以外にも様々な者が入り得るので、そういった者らをデータベースに登録したこと自体は責められることではありません。

問題は、データベースに登録した者といえども、それらの者への対応は、その人物の属性や取引の局面によって異なるものであるということが理解されていなかった点にあります。すなわち、データベースに登録した者のうち、暴力団員と暴力団員以外の反社会的勢力のリスクレベルは同一ではありません。また、新規取引を謝絶すべき対象者と、既存取引を解消すべき対象者は重なりません。新規取引の場面では、契約自由の原則を根拠に比較的幅広く入口での謝絶を行うのに対し（例えば、暴力団員の配偶者は暴力団員ではないが、配偶者の口座開設を謝絶する金融機関は少なくない）、既存取引については立証可能性を吟味し慎重な対応を行うことが多く見受けられます（既存の暴力団員の配偶者口座を直ちに解約することを躊躇する金融機関は少なくない）。これらは金融実務ではもはや常識の部類のことですが、一般の人は、金融機関がわざわざデータベースに登録している「反社会的勢力」という芳しくない方々は、暴力団員であれ暴力団員以外の問題人物であれ、また、新規取引であれ既存取引であれすべての局面で取引から排除されるものと考えています。

非難の矢面に立たされるということは、本来であればもっと別の良い選択ができたのに、それをやらなかったからです。メガバンクが即時に解消可能な融資230件を放置していたというのであれば、それは非難されても仕方のないことだと思います。しかし、即時に法的な回収が可能な融資はごくわずかでした。メガバンク自らが「反社会的勢力」というカテゴリーに入れた者への融資が多数存在した以上、とにもかくにも解消に向けた努力はすべきであったとは言えます。それは暴排条項導入前取引でも導入後取引でも同じです。交渉の結果、任意で弁済するのであれば暴排条項導入の前後など問題とならないからです。実際に私は、口座取引であれ融資取引であれ、そのような融資が当該金融機関に向けられた社会の要請に照らしたときに疑問符がつくケースでは、暴排条項導入前取引であっても解消に向けた交渉努力を行っています。

しかし、法的なアクションを起こせば解消することができた融資を放置した

ということと、法的には困難であるが解消に向けた努力を行わなかったということは本質的に異なることです。

メガバンクは、暴力団に2億円にのぼる融資を230件実行したうえ放置していたと世の中の多くの人が思っています。日刊紙の1面と経済面と社会面で大特集が組まれた以上、当然のことかもしれません。しかし、実際には、暴力団への融資は230件もありません。2億円を融資して、その後1円も回収していないのかというと、多くの融資は約定弁済が行われていたようですから2億円という当初の金額がそのまま残っているわけでもなかったものと思われる。また「放置」という表現も誤解を招く表現だと思います。すべての誤解は「反社会的勢力」＝「暴力団」という誤解を起点とする誤解の連鎖です。

## 2 「ブラック反社」と「グレー反社」

私は、一口に反社会的勢力と言っても、新規取引の謝絶の場面と既存取引の解消の場面で、どの範囲の者まで謝絶できるのか、あるいは解消できるのかについて局面ごとに範囲が異なってくるのだから、より金融実務の現場に即した整理をすべきではないかと考えています。

具体的に言えば、多くの金融機関が採用している反社会的勢力を「ブラック先」と「グレー先」に仕分けしている取扱いの実態に鑑み、「ブラック反社」と「グレー反社」とするなど、反社会的勢力という概念自体を発展的に解消してしまっただろうかとすら考えています。

すなわち「ブラック反社」は「新規取引を謝絶し、既存取引は直ちに解消すべき先」です。実務的には、平成26年3月時点での警察の情報提供との関係では、その多くは「暴力団員」となります。また、「グレー反社」は「新規取引を原則として謝絶し、既存取引については解消に向けた努力または準備を行う先」となります。

「ブラック反社」と「グレー反社」では、金融機関の抱えるリスクのレベルが全く異なるにもかかわらず、両者を「反社会的勢力」という一つで議論するから、議論が錯綜するのです。ほとんどがグレー反社との取引であったメガバンクの取引が、「暴力団向け融資」という実態と異なる報道になってし

まった理由がここにあります。

実は、このように私が提唱していることは新奇なことでも何でもありません。すでに、金融庁が公表した金融検査結果事例集（平成22検査事務年度前期版）42頁で、「グレー先の定義ができていない」という事例が採り上げられた以降、多くの金融機関で「ブラック先」と「グレー先」の仕分けは進んでいるからです。「ブラック反社」と「グレー反社」という仕分けは実はすでにできていることです。従来は、その両者のリスクレベルが異なるにもかかわらず、すべてを総称して「反社会的勢力」と称しておりましたが、これからは、「反社会的勢力」という1つのカテゴリーの中の「ブラック先」と「グレー先」とするのではなく、2つのリスクレベルの違いに着目し、根本から別物たる「ブラック反社」と「グレー反社」に分別管理してはどうでしょうか。そうすれば、「反社会的勢力向け融資」といった、直ちに解消が困難な融資先（グレー反社）もひっくるめた形で轟々の非難<sup>こうごう</sup>にさらされるといったこともなくなるのではないかと思います。最も非難されるべきは「ブラック反社との取引」ゆえ、それについて最優先で取引解消を図っていくべきです。

私の考え方は、「ブラック反社」と「グレー反社」のリスクのレベルが異なることに着目して、関係遮断の局面ごとに（口座取引か融資取引か、新規取引か既存取引か）遮断の範囲を考察しようというだけのことです。第2章では、ブラック反社とグレー反社の違いに着目した整理を提示します。

ここでは、その前に、まずは“敵を知る”という意味で、直近の暴力団情勢をおさえておくこととします。また国の取組みも司法・行政・立法のそれぞれについて概説します。



《著者略歴》

森原 憲司 (もりはら けんじ)

1992年10月 司法試験合格  
1993年4月 司法研修所入所 (47期 修習地 東京)  
1995年4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 虎門中央法律事務所入所  
2000年9月～ アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社) 企業内弁護士 (2005年9月退社まで)  
2001年4月～ アフラック法務部長  
同年6月～ 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員 (2007年6月まで)  
2004年4月～ 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所 学外研究員 (2005年3月まで)  
2005年10月～ 森原憲司法律事務所開設  
2006年6月～ 日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会 (2007年6月まで)  
2006年7月～ 東証2部上場企業第三者コンプライアンス委員会委員 (2007年6月まで)  
2009年4月～ 東京弁護士会弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 (2011年10月まで)  
2010年10月 日本CSR普及協会会員

《主な著書》

『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR主義の実践—』『苦情・クレーム対応とコンプライアンス—CS主義の実践—』(以上、経済法令研究会)、『営業店の反社取引・マネロン防止対策ハンドブック』(共著、銀行研修社)

---

金融機関の反社取引出口対応 —関係遮断の実際と手引き—

---

2014年8月15日 初版第1刷発行  
著者 森原 憲司  
発行者 金子 幸司  
発行所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

〈検印省略〉

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

カバーデザイン／清水裕久 制作／中原秀紀 印刷／日本ハイコム(株)

---

©Kenji Morihara 2014 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2350-9

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。